

関西大学と大阪産業技術研究所との 連携大学院に関する協定書

関西大学（以下「甲」という）と地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「乙」という）は、相互に連携し、関西大学大学院の理工学研究科における教育研究活動の一層の充実を図ると共に、乙における研究活動の推進と相互の研究交流を促進し、もって学術及び科学技術の発展に寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（客員教員の委嘱）

第1条 甲は乙と協議の上、乙の研究者に連携大学院客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）を委嘱することができる。

2 客員教員の委嘱は、甲の人事手続に則し、甲と乙が協議して行うものとする。

3 客員教員は、甲の要請に応じて、乙において必要と認める場合は、学生の教育及び研究指導（以下「研究指導等」という。）を行うものとする。

（委嘱の要件）

第2条 客員教員の委嘱にあたっては、以下の各号を要件とする。

(1) 客員教員が乙において行う研究指導等に対しては、基本的に乙の本務に支障を来たさない範囲で行うものとし、その研究指導等に対する報酬は支払わないものとする。

(2) 客員教員は、甲の管理運営には加わることができないものとする。

（学生の身分等）

第3条 学生が乙で研究指導等を受ける場合の資格・身分は、乙の定めるところによる。

（学生の受入期間）

第4条 乙における学生の受入期間は原則1年以内とする。

ただし、乙が必要と認める限りにおいて、延長することができる。

（学生の服務）

第5条 学生の服務規律については、乙の職員に準じて取り扱うほか、次によるものとする。

(1) 学生は乙の諸規程を遵守し、客員教員の指示に従って研究指導等を受けなければならない。

(2) 学生は乙の業務に支障を来し、または信用を傷付け、不名誉となる行為をしてはならない。

(3) 学生は乙の公務上の秘密を他に漏らしてはならない。このことに関しては、学生としての期間終了後においても同様とする。

(事故への対応、災害補償等)

第6条 学生が乙において研究指導等を受ける場合に、事故により乙に損害を与えたときの損害賠償については、学生及び甲はその責を負わない。ただし、学生に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

2 学生が乙において研究指導等を受ける場合に、事故により学生及び甲に損害を与えたときの損害賠償については、客員教員及び乙はその責を負わない。ただし、客員教員及び乙に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

3 乙において学生が関与する事故が生じた場合は、速やかに甲と乙の協議に基づき解決するものとする。

(研究成果の公表)

第7条 学生が乙において研究指導等を受けて得た研究成果を公表するときは、乙における成果であることを明らかにするとともに、予め甲及び乙の許可を得るものとする。

(知的財産権の取扱い)

第8条 学生が乙において研究指導等を受けたことにより生じた特許権等の知的財産権の帰属は、乙の職員に準じて取り扱う。

(研究倫理関係)

第9条 客員教員が乙において指導する研究に関し、必要があると判断した場合は、乙の研究倫理に関する規程（人を対象とする研究倫理ガイドライン等）に従って対応するものとする。

(経費)

第10条 客員教員が、乙の施設等において学生の研究指導等を行う場合の施設・設備に要する経費は乙が無償で提供し、消耗品等に要する経費については甲の予算の範囲内で負担するものとする。

2 客員教員が、甲の施設等において学生の研究指導等を行う場合の施設・設備に要する経費は甲が無償で提供するものとする。

3 客員教員が甲の施設等において学生の研究指導等を行うことが必要であると甲が認めたとき、または研究指導等のため出張することが必要であると甲が認めたときは、甲は旅費を負担するものとする。

4 学生が乙の施設等で研究指導等を受けることが必要であると甲が認めたときは、甲は学生の旅費を負担するものとする。

(学生の保険加入義務)

第 11 条 甲は、学生に対し、学生教育研究災害傷害保険に加入することを義務づけるものとする。

(研究指導等継続への支障)

第 12 条 学生への研究指導等に関して重大な支障が生じた場合は、速やかに甲と乙は協議して対処するものとする。

(協定の期間)

第 13 条 本協定の期間は、2026 年 4 月 1 日から 1 年間とし、期間満了日の 30 日前までに一方から別段の意思表示がない場合は、自動更新するものとする。

(その他)

第 14 条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合若しくは改訂の必要がある場合又はこの協定書に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲と乙が協議して行うものとする。

この協定書は 2 通作成し、甲と乙で各 1 通を所持するものとする。

2025 年 9 月 1 日

甲 関西大学

学長 高橋 智幸 印

乙 地方独立行政法人大阪産業技術研究所

理事長 小林 哲彦 印